

児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定書

警視庁（以下「甲」という。）及び八王子市教育委員会（以下「乙」という。）は、青少年の非行問題が多様化、深刻化している現状を踏まえ、東京都内における児童・生徒の非行及び犯罪被害の防止と健全育成対策を効果的に推進するため、相互の連携に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、児童・生徒の健全育成のため、非行等問題行動の防止及び安全確保について警察と学校がそれぞれ自らの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解し、緊密な連携の下で効果的な対応を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この協定に基づく名称は、「警察・学校相互連絡制度」とする。

（関係機関）

第3条 この協定において連携を行う関係機関は、次の機関とする。

- (1) 甲及び東京都内に所在するすべての警察署（この協定書において「警察署」という。）
- (2) 乙及び八王子市立小中学校（この協定書において「学校」という。）

（連携の内容）

第4条 関係機関は、非行等問題行動に関し、必要な情報の連絡を行うものとする。

- 2 関係機関は、非行等問題行動に関し必要に応じて、協議を行い、当該事案に係る具体的な対策を講ずるものとする。

（連絡の対象等）

第5条 この協定に係る相互連絡の対象事案は、下記の事案とする。

- (1) 警察から学校へを対象事案
 - ア 逮捕事案
 - イ ぐ犯事案
 - ウ その他非行少年等及び児童・生徒の被害に係る事案で警察署長が学校への連絡の必要性を認めた事案

(2) 学校から警察への連絡事案

- ア 児童・生徒の非行等問題行動及びこれらによる被害の未然防止等のため、校長が警察署との連携を特に必要と認める事案
- イ 学校内外における児童・生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止等のため、校長が警察署との連携を特に必要と認める事案

(連絡の範囲)

第6条 この協定に係る相互連絡の範囲は、対象事案に係る児童・生徒の氏名、事案の概要及び対象事案に係る児童・生徒の健全育成に資するため、少年育成課長、警察署長又は校長が連絡を必要と認める事項とする。

(連絡の方法)

第7条 この協定に係る相互連絡の方法については、連絡の対象事案を取り扱った少年育成課長、警察署長及び校長を連絡責任者とし、連絡責任者又は連絡責任者の指定した者が、電話又は面接による口頭連絡により、速やかに行うものとする。

(適正な情報管理)

第8条 相互に提供された情報については、個人に係わる情報であり、児童・生徒の健全育成上の観点から、関係機関は当該情報の機密保持に努め、本協定の趣旨に逸脱した取り扱い、厳にこれを禁ずるものとする。

(連携における対応)

第9条 対象事案に係る児童・生徒への対応に当たっては、本制度の趣旨を踏まえ、相互連絡の内容のみによって児童・生徒に不利益にならないよう適正な措置を行うものとする。

(協議)

第10条 本協定を円滑に実施するため、第3条に定める関係機関は、必要に応じて、協議を行うことができるものとする。

(協議の負担)

第11条 本協定の実施に係る費用は、関係機関がそれぞれ負担するものとする。

(施行年月日)

第 1 2 条 本協定に基づく警察・学校相互連絡制度は、平成 1 6 年 8 月 1 日から施行する。

(検 討)

第 1 3 条 本協定については、必要があると認められるときは、甲、乙間において検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙の署名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 1 6 年 7 月 3 0 日

甲 警視庁少年育成課長

乙 八王子市教育員会教育長